平成14年
5月5日号
No.1092
● 毎月5・15・25日発行

広報 かもがわ

● 編集発行・鴨川市役所秘書課
広報広聴係
● 電話・0470(93)7827
● FAX・0470(93)7850
● 鴨川市横渚1450
● 郵便番号・296-8601

清掃センター

燃やせるごみの中に金属類

施設の故障原因や処理能力低下に

市内の家庭や事業所などから出されるごみの量は、平成十二年度で一万二千七百十トン。このうち、北小町の清掃センターでは八千五百トンを焼却しましたが、焼却灰の中には、十二トンもの空き缶や針金などの金物が入っていました。これらは機械を傷付け故障の原因となるばかりではなく、焼却施設の処理能力を低下させてしまいます。市では、平成十一年度から指定袋による収集など十種類分別収集を始めたため、以前と比べると、だいぶ、ごみが分別されるようになりましたが、いまだにごみの出し方のルールを正しく守らない一部の心無い人により、処理に手間取るなど、清掃センターでは、たいへん困っています。どうぞ、貴重な資源のリサイクルのためにも、正しいごみ出しに、皆さん、ご協力ください。

きちんと ごみの分別ルールを守ろう

ごみを出すときのルールを守っていますかー。市ではこれまで「広報かもがわ」などを通じ、正しいごみ出しを、随時、呼びかけてきました。

しかし、一部の心無い人たちによって、現在も、燃やせるごみの中に、金物類などが、区分けされずに出されているのが実情です。

破砕機などの寿命を縮めてしまいます

これらは、中身の見えない袋などに入っている場合があるため、作業員も判別がつかず、そのまま収集されてしまうのです。

清掃センター焼却炉の床部にある、ごみを燃やした後の灰を排出するコンベアからは、空き缶やボルト、鉄板、モーター、スパナ、ベアリングなどの多様な金物類がでてきます。

これらが、燃やせるごみに混入していると、まず、ごみの量を安定して焼却炉に供給している破砕機に詰まり、細かくごみを砕く鋼鉄製の刃の寿命を短くしたり、機械そのものを破損させたりします。

また、焼却炉に入った金属類は炉を傷つけるばかりでなく、燃焼能力を著しく低下させてしまいます。

このようなことがたびたび起こると、施設の運転にも影響し、ごみを効率良く燃やすことができなくなってしまいます。

さらには、燃焼が不安定となると、健康に悪影響があるといわれているダイオキシン類の発生にもつながってしまうのです。

可燃物に入っていた大きなボルト

市民一人ひとりが自覚を持って

市環境課には、ごみの出し方について多くの相談や苦情が寄せられます。これらは、「ほかの地区のごみ集積場に捨てていく」、「通勤途中に車窓から投げ捨てる」「収集日以外にごみを出す」、「市で収集しないものを出す」などで、一人ひとりがごみ出しに責任と自覚を持てば、周りに迷惑をかけずに済むことばかりです。

家庭や事業所からごみを出すときは、市で配布している「ごみ・資源ごみの分け方・出し方」のチラシを参考に、きちんと分別して決められた日にお出しください。チラシは、市民サービスセンターや市内各出張所、市役所総合窓口、環境課に置いてあります。

ごみの分別収集に、日ごろ、市民皆さんが協力していただくことで、スムーズな収集作業はもちろん、焼却施設の維持や安全で効率的な運転、貴重な資源のリサイクルが行えます。

「ごみ出し」で守ること

①今日出せるごみの種類をもう一度、確かめましょう。
②もう一度、燃やせないごみ（黄色文字の袋）と資源ごみ（緑文字の袋）の区別を確認しましょう。
③スーパーの袋で出さずに、必ず市の指定袋で出しましょう。
④指定袋には、名前を書きましょう。
⑤動物の食いちらかしを防ぐため、生ごみは、なるべく午前8時30分に近い時間帯に出しましょう。
⑥利用者の皆さんで、集積所の整理整頓に努めましょう。

とじて保存しましょう

ーご参加くださいー

市町村合併をともに考える 地区別座談会

市では、皆さんに「市町村合併」についての理解を深めてもらおうと、5月10日（金）の江見公民館を皮切りに、市内10地区の公民館で下記のとおり座談会を開きます。

市町村合併については、市民皆さんのご理解をいただいて、そのメリットやデメリットなどを一緒に考えながら、取り組んでいくことが大切です。どうぞ、ご参加ください。

ー地区別座談会の日程ー

（時間はいずれも午後7時から）

- 5月10日（金）　江見公民館
- 5月11日（土）　吉尾公民館
- 5月13日（月）　主基公民館
- 5月15日（水）　太海公民館
- 5月16日（木）　東条公民館
- 5月17日（金）　田原公民館
- 5月19日（日）　中央公民館
- 5月20日（月）　大山公民館
- 5月21日（火）　西条公民館
- 5月27日（月）　曽呂公民館

※お近くの公民館においでください
※問い合わせは市企画振興課（☎㉝7828）へ

～笑顔を守るために～ 防ごう子どもの虐待

今日、五月五日は「こどもの日」ー。未来を担う子どもたちの健やかな成長を願う日でもあります。

全ての子どもたちが豊かな心で健やかに成長できるよう、平成十二年十一月には子どもを虐待から守る法律ができました。

この背景には、近ごろ家庭の中で親がわが子を虐待してしまうという、胸の痛くなるような事件が社会問題となっていることも挙げられます。

法律では、どんな人でも児童（十八歳未満）に対して身体に暴力を加える、食事を満足に与えない、子どもの心を傷つける言葉を繰り返すなどの虐待をしてはならないとされています。

親は「しつけ」のつもりでも、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や発育を損なう行為は、児童虐待にあたります。

児童虐待の防止には、家族はもちろんのこと地域の皆さんの協力が欠かせません。「気にかかる親子がいる」、「不自然な傷が多い」など、子どもの様子に疑問を感じたら、ふれあいセンターの家庭児童相談室（☎㉝7112）、または君津児童相談所（☎君津㊺3100）、お近くの民生・児童委員や主任児童委員へご相談ください。

皆さんからの相談は、子育ての悩みを抱えている家庭が〝良き支援者〟に出会うきっかけとなります。

家庭児童相談室（無料）

相談日　月・火・木・金曜日
9:00 ～4:00
場　所　ふれあいセンター
家庭児童相談室
相談者　家庭相談員
・しつけや非行、養育問題など
・問い合わせは同相談室（☎㉝7112）の内線69へ

［鴨川シネ倶楽部 定期上映会］「ハリーポッターと賢者の石」 ▷日時　5月11日㈯　午前10時と午後2時、7時の3回上映　▷場所　市民会館　▷入場料　高校生以上1,200円、3歳以上中学生以下1,000円（割引券）※問鴨川シネ倶楽部事務局（☎㉝1131）